「融資制度のご案内」パンフレットの一部改正について

四日市市市中小企業振興資金（新型コロナウイルス対応融資）について、令和６年７月１日より対象要件の緩和を行います。それに伴い、パンフレットが下記の通り一部改正されます。

【表面：融資制度の概要】

	＜改正後＞	＜改正前＞
制度名	四日市市市中小企業振興資金 （新型コロナウイルス対応融資）	四日市市市中小企業振興資金 （新型コロナウイルス対応融資）
こんな場合に	一般事業資金を必要とするとき	一般事業資金を必要とするとき
申込みのできる方	上記２～４に加え、新型コロナウイルスの影響により次のいずれかに当てはまる方 （１）　売上高の減少 原則直近１か月間及びその後２か月間を含む３か月間の売上高が平成３１年１月以降のいずれかの同時期と比べ３％以上の減少が見込まれるもの又は最近３か月の売上高が平成３１年１月以降のいずれかの同時期と比べ、３％以上減少しているもの （２）　利益の減少 申込時点における最近３か月間の月平均売上総利益又は営業利益が前年同期と比べ、３％以上減少しているもの	上記２～４に加え、新型コロナウイルスの影響により原則直近１か月間及びその後２か月間を含む３か月間の売上高が平成３１年１月以降のいずれかの同時期と比べ３％以上の減少が見込まれるもの。
資金使途	運転・設備	運転・設備
限度額	３，０００万円	３，０００万円
期間	運転：７年以内（内据置１年含む） 設備：１０年以内（内据置２年含む）	運転：７年以内（内据置１年含む） 設備：１０年以内（内据置２年含む）
利率	１．５%	１．５%
保証料	0%～０．９%	0%～０．９%
担保	原則　担保不要	原則　担保不要
連帯保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。

【裏面：融資の申込みに必要な書類】

	＜改正後＞	＜改正前＞
その他	新型コロナウイルス対応融資申込付属書類（売上高減少確認書類または利益減少確認書類）	新型コロナウイルス対応融資申込付属書類（売上高減少確認書類）